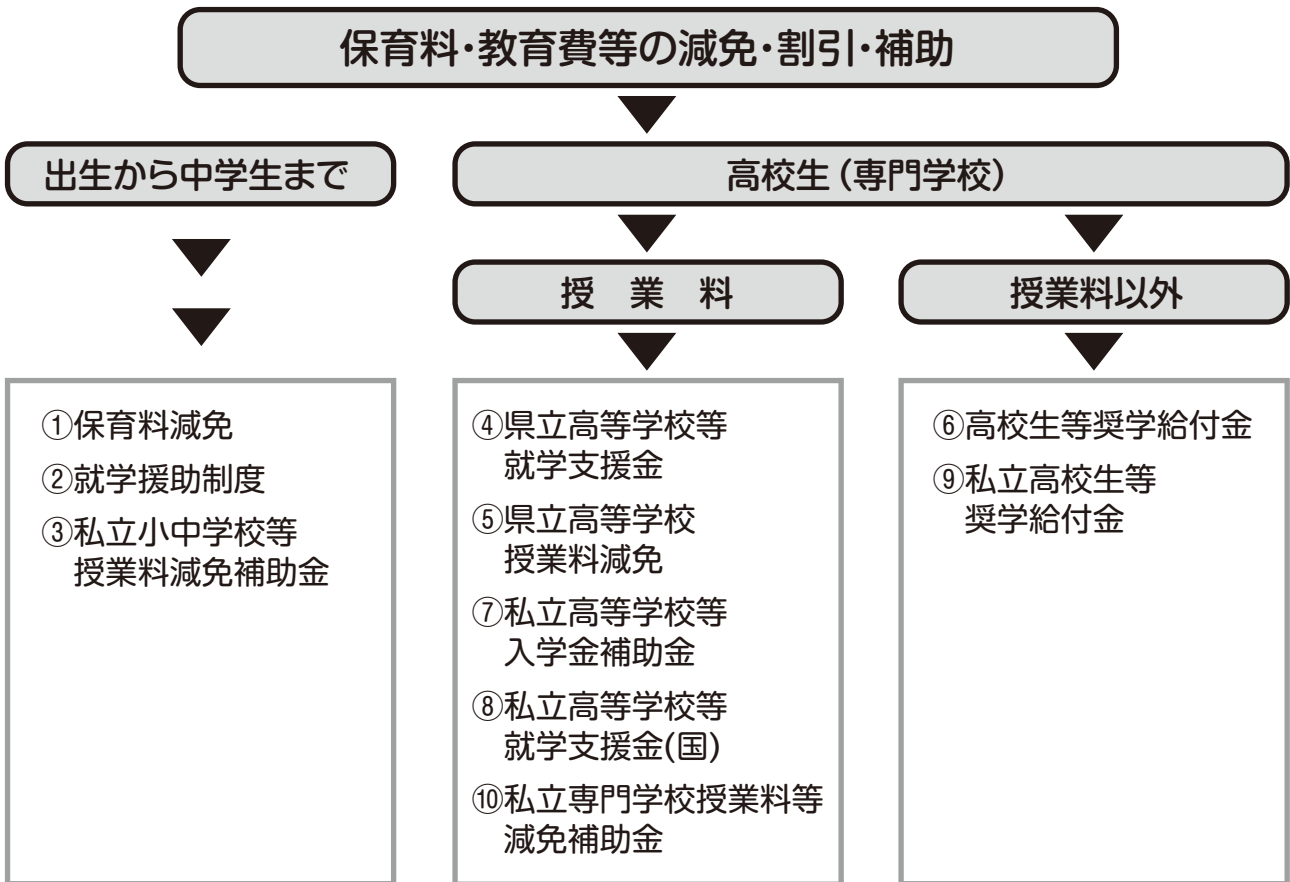


## ② お金について 減免・割引・補助



※ご家庭の状況によって利用できる補助等の制度をご活用ください。





## 就学前

### ① 保育料減免 **ひとり親優遇** **所得制限有**

ひとり親世帯の場合、保育料の減額になる場合があります。申請しないと減額にはならないので、該当する人は申請を忘れないようにしましょう。(P.31~を参照ください。)

## 問合せ先

保育幼稚園課

☎ 059-354-8172

## 小学校・中学校(公立)

### ② 就学援助制度 **所得制限有**

経済的な理由により子どもを学校へ通学させることが困難なご家庭に対し、9年間の義務教育中に必要な就学費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。(生活保護受給世帯は該当しません。)

窓口⇒在学中の学校  
学校教育課

☎ 059-354-8250

FAX 059-354-8475

## 小学校・中学校(私立)

### ③ 私立小中学校等授業料減免補助金 **所得制限有**

三重県内の私立小中学校等に在籍する児童生徒の保護者等(親権者等)が失業倒産等において家計が急変した場合、県の補助金により授業料が軽減されます。

窓口⇒在学中の学校  
三重県環境生活部 私学課

☎ 059-224-2161

FAX 059-224-2408

## 高等学校(公立)

### ④ 県立高等学校等 就学支援金 **所得制限有**

三重県内の県立高等学校に在籍する生徒で、保護者等の収入額が一定額未満である等の要件を満たす世帯(失業・倒産等により家計が急変し、所得要件を満たすこととなる世帯を含む)である場合に、高校の授業料に充てるための支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減します。

窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会  
事務局教育財務課  
就学支援金担当

☎ 059-224-2940

FAX 059-224-2319

支払額	全日制	月額	9,900円
	定時制	月額	2,700円
	通信制	1単位324円(年30単位まで)	

### ⑤ 県立高等学校授業料減免 **所得制限有**

三重県立高等学校に在籍している生徒は、一定の要件を満たせば、④就学支援金の支給を受けることができますので、授業料の負担はありません。

また、④就学支援金の対象外となる生徒でも、本人または家計を維持する人が、不慮の災害・その他経済的理由等により、授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免または徴収猶予を受けることができます。

窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会  
事務局教育財務課

☎ 059-224-2940

FAX 059-224-2319



問合せ先

### ⑥ 高校生等奨学給付金 **所得制限有**

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立の高校・高専に通う生徒・学生のいる低所得世帯に対して給付金を支給します。

※家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

支払額	世帯状況	給付額(年額)
	生業扶助受給世帯(全日制等・通信制)	32,300円
	非課税世帯(全日制等)第1子	117,100円
	非課税世帯(全日制等)第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
	非課税世帯(通信制・専攻科)	50,500円

詳細は三重県ホームページ 高校生等奨学給付金をご覧ください。  
<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/84767018109.htm>



QRコード⇒

窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会  
事務局教育財務課  
奨学給付金担当

☎ 059-224-2827

FAX 059-224-2319

受付時間：平日8:30～17:00

## 高等学校(私立)

### ⑦ 私立高等学校等入学金補助金 **所得制限有**

三重県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合、県の補助金により入学金の一部が軽減されます。

### ⑧ 私立高等学校等就学支援金(国) **所得制限有**

私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合や、失業・倒産等により家計が急変した場合、国制度により一定額の授業料が軽減されます。

### ⑨ 私立高校生等奨学給付金 **所得制限有**

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う生徒等の保護者等(親権者等)のうち、三重県内に住所を有し、低所得世帯に属する人に対して給付金を支給します。

※家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

支払額	世帯状況	給付額(年額)
	生活保護受給世帯(全日制等・通信制)	52,600円
	非課税世帯(全日制等)第1子	137,600円
	非課税世帯(全日制等)第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000円
	非課税世帯(通信制・専攻科)	52,100円

詳細は三重県ホームページ 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)についてをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SIGAKU/HP/shigaku/84765021364.htm>



QRコード⇒

窓口⇒在学中の学校等

三重県環境生活部 私学課

☎ 059-224-2161

FAX 059-224-2408

## 専門学校(私立)

### ⑩ 私立専門学校授業料等減免補助金 **所得制限有**

三重県内の要件に該当する私立専門学校に在籍する生徒が、家計の経済状況等の認定要件を満たす場合、国の制度により、一定額の授業料・入学金が軽減されます。

窓口⇒在学中の学校等

三重県環境生活部 私学課

☎ 059-224-2161

FAX 059-224-2408